特定非営利活動法人日本ブラインドセーリング協会

定款

第１章　　総則

（名称）

第１条　　この法人は、特定非営利活動法人日本ブラインドセーリング協会という。以下「本会」という。

（事務所）

第２条　　本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第２章　　目的及び事業

（目的）

第３条　　本会は、全ての視覚障害者に対し、晴眼者と共にヨットセーリングをすることで、視覚障害者の社会参加の機会を生み出し、また、視覚障害者ヨットレースをすることで、広く交流して親睦を深め、障害の有無にかかわらず対等な一員として共生できる社会の構築に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　　本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（２）　社会教育の推進を図る活動

（３）　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

（４）　国際協力の活動

（事業）

第５条　　本会は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

（１）　視覚障害者ヨットの普及啓発事業

（２）　視覚障害者ヨットの技術向上事業

（３）　情報伝達並びに広報事業

（４）　視覚障害者ヨットレースに関する事業
（５）　安全対策に関する事業
（６）　その他本会の目的を達成するために必要な事業

第３章　　会員

（種別）

第６条　　本会の会員の種類は、次の通りとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下法という）上の社員とする。

（１）　正会員　　本会の目的に賛同して入会した個人。
（２）　家族会員　正会員の家族で入会を希望した個人。
（３）　賛助会員　本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体。

（入会）

第７条　　会員の入会については、特に条件を定めない。

２．　会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書により、理事長に書面又は電磁的方法で申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３．　理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付して、書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）　退会届の提出をしたとき。
（２）　本人が死亡したとき。
（３）　本会が解散したとき。
（４）　継続して２年以上会費を滞納したとき。
（５）　除名されたとき。

（退会、休会）

第１０条　会員は、退会届けを書面又は電磁的方法で理事長に提出して、任意に退会することができる。

2．　会員は、休会届を書面又は電磁的方法で理事長に提出して、任意に年度単位で休会することができる。休会中は会員資格を失う。また、復会届を書面又は電磁的方法で理事長に提出して、当年度の会費を納入することで、復会することができる。

（除名）

第１１条　会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）　この定款に違反したとき。

（２）　本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第４章　　役員及び職員

（種別及び定数）

第１２条　本会に次の役員を置く。

（１）　理事３名以上９名以内

（２）　監事１名以上２名以内

２．　理事のうち、１名を理事長、２名を副理事長とする。

（選任等）

第１３条　理事及び監事は、総会において選任する。

２．　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３．　役員は法第２０条に適合し、その構成は、法第２１条に適合しなければならない。

４．　監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

（職務）

第１４条　理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

２．　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３．　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、本会の業務を執行する。

４．　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）　理事の業務執行の状況を監査すること。

（２）　本会の財産の状況を監査すること。

（３）　前２号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行

為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（４）　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

（５）　理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第１５条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２．　補欠又は増員により選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

３．　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１６条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１７条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（２）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第１８条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲で報酬を受けることができる。

２．　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３．　前２項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第１９条　本会に、事務局長その他の職員を置くことができる。

２．　職員は、理事長が任免する。

第５章　　総会

（種別）

第２０条　本会の総会は、定期総会と臨時総会の２種とする。

（構成）

第２１条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第２２条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）　定款の変更

（２）　解散

（３）　合併

（４）　事業計画及び収支予算の決定

（５）　事業報告及び収支決算

（６）　役員の選任又は解任、職務及び報酬

（７）　借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第４７条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（８）　事務局の組織及び運営

（９）　その他運営に関する重要事項

（開催）

第２３条　定期総会は、毎事業年度１回開催する。

２．　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

（２）　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

（３）　第１４条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第２４条　総会は、第２３条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２．　理事長は、第２３条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３．　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第２５条　総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

（定足数）

第２６条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第２７条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２．　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第２８条　各正会員の表決権は、平等なるものとする

２．　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、議長に表決を委任することができる。議長に委任された表決は、前２７条の規定で決した表決の多数側に加算する。

３．　前項の規定により表決した正会員は、第２６条、第２７条第２項、第２９条第１項第２号及び第４８条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４．　総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第２９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２．　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第６章　　理事会

（構成）

第３０条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第３１条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）　総会に付議すべき事項

（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第３２条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）　理事長が必要と認めたとき。

（２）　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

（３）　第１４条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第３３条　理事会は、理事長が招集する。

２．　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に理事会を招集しなければならない。

３．　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第３４条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決議）

第３５条　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２．　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第３６条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２．　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

３．　前項の規定により表決した理事は、第３５条第２項及び第３７条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４．　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３７条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること）

（３）　審議事項
（４）　議事の経過の概要及び議決の結果
（５）　議事録署名人の選任に関する事項
２．　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第７章　　資産及び会計

（資産の構成）

第３８条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１）　設立のときの財産目録に記載された資産
（２）　設立のときの総会で決議された決算書に記載された繰越金
（３）　入会金及び会費
（４）　寄付金品
（５）　財産から生じる収入
（６）　事業に伴う収入
（７）　その他の収入

（資産の管理）

第３９条　本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第４０条　本会の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第４１条　本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４２条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
２．　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第４３条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２．　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第４４条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４５条　本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の決議を経なければならない。

２．　決算上余剰金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第４６条　本会の事業年度は、毎年１月１日に始まり、その年の１２月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第４７条　予算をもつて定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４８条　本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第２５条第３項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（１）　主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）

（２）　資産に関する事項

（３）　公告の方法

（解散）

第４９条　本会は、次に掲げる事由により解散する。

（１）　総会の決議

（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）　正会員の欠亡

（４）　合併

（５）　破産

（6）　所轄庁による設立の認証の取消し

2．　前項第１号の事由により本会が解散するときは、正会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3．　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５０条　本会が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第１１条第３項の規定に従い、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経て選定する。

（合併）

第５１条　本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　　公告の方法

（公告の方法）

第５２条　本会の公告は、官報に記載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第１０章　雑則

（細則）

第５３条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1．この定款は、本会の成立の日から施行する。

2．第７条の規定にかかわらず、任意団体「日本視覚障害者セーリング協会」の会員は、その種別に応じ、本会の法人成立の日をもって、第６条に規定する会員資格を有するものとする。

3．本会の設立当初の役員は、次に掲げるとおりとし、その任期は、第１５条第１項の規定にかかわらず、平成２２年の総会のときまでとする。

理事長　　安達文洋

副理事長　秋山淳
副理事長　飯島賢司
理事　　塚本孫平
理事　　兒玉源壽
理事　　橋本洋一
理事　　中尾義一
理事　　瀬川紀之
理事　　杉山隆夫
理事　　辻田益久
理事　　森崎繁樹
理事　　内村千文
監事　　栁川直樹

4．本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４１条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5．本会の設立当初の事業年度は、第４６条の規定にかかわらず、成立の日から平成２１年１２月３１日までとする。
6．本会の会費は、次に掲げる額とする。
（1）　正会員会費　　7,500円（1年間分）
※同一世帯の場合は、追加1名につき2,000円（1年間分）
（2）　家族会員　　2,000円（1年間分）
（3）　賛助会員（1口）5,000円（1年間分）
※(1)正会員会費は、平成28年2月20日の定期総会で改定された。

この定款は、令和８年９月７日から施行する。